

船舶インシデント調査報告書

令和3年10月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年12月2日 14時30分ごろ
発生場所	三重県志摩市御座埼南西方沖 御座埼灯台から真方位218° 3.8海里付近 (概位 北緯34° 13.2′ 東経136° 42.3′)
インシデントの概要	遊漁船 ^{やまと} トは、航行中、主機の冷却清水温度が上昇し、主機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年12月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 ト、5トン未満（長さ7.60m） 243-18483三重、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力80.91kW、回転数毎分 3,000、4気筒、ボア105mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、釣り客1人を乗せて、遊漁の目的で航行中、主機の冷却水温度上昇の警報が鳴り、機関室から白煙が発生して主機が停止し、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が118番通報を行い、来援した巡視艇にえい航されて志摩市浜島新港に着岸した。</p> <p>船長は、本インシデント後、主機を点検したところ、主機冷却海水ポンプに蠣^{かき}の稚貝を巻き込み、同ポンプのゴム製インペラが破損しているのを認め、主機に冷却海水が送られず、冷却清水温度が上昇して主機の過熱が発生し、主機が停止したと判断した。</p> <p>本船は、主機冷却海水ポンプの吸入側にこし器を設置していなかった。</p> <p>船長は、冷却海水ポンプのインペラを約1年前に交換していた。</p>
分析	本船は、主機冷却海水管にこし器を設置していない状態で航行中、主機冷却海水ポンプに蠣の稚貝を巻き込んでインペラが破損したことから、主機に冷却海水が送られず、主機の冷却清水温度が上昇して主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、主機冷却海水管にこし器を設置していない状態で航行中、主機冷却海水ポンプに蠣の稚貝を巻き込んでイン

	<p>ペラが破損したため、主機に冷却海水が送られず、主機の冷却清水温度が上昇して主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船舶所有者は、海水ポンプの吸入側にこし器を設置し、定期的に点検して付着物を除去すること。